

# 平成30年度第1回 青森市中央卸売市場取引委員会 資料

## 【目次】

### ① 平成31年臨時休開市日について

- ・平成31年臨時休開市日について . . . . . P1
- ・平成31年青森市中央卸売市場 臨時休開市日（案）【水産物部】  
. . . P2
- ・平成31年青森市中央卸売市場 臨時休開市日（案）【青果部】  
. . . P3
- ・平成31年における臨時休開市日の設定について  
（全国中央卸売市場協会方針） . . . P4

### ② 卸売市場法の改正に伴う条例改正について.

- ・卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を  
改正する法律の骨子 . . . P5
- ・卸売市場法改正に伴う条例改正スケジュール . . . . . P6

# 平成31年臨時休開市日について

## 1 青森市中央卸売市場取引委員会専門部会開催日及び結果

(1) 水産部会 10月31日(水)開催

臨時休開市日は、東京市場を基本としつつ、お盆の需要期に対応するため8月11日(日)を臨時開市日とする。

(2) 青果部会 10月31日(水)開催

臨時休開市日は、東京市場と同様とする。

## 2 臨時休開市日等の詳細

部 名	水産物部	青果部
臨時休市日数	40	45
臨時休市日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜、祝日を含めて週休2日制とすることを目標とし、原則として水曜日に臨時休市日とする。</li> <li>・実施日(両部共通)</li> </ul>	
	1月9日(水)、23日(水)、30日(水) 2月6日(水)、20日(水)、27日(水) 3月6日(水)、13日(水)、27日(水) 4月3日(水)、10日(水)、17日(水)、24日(水) 5月1日(水)、15日(水)、22日(水)、29日(水) 6月5日(水)、12日(水)、19日(水)、26日(水)	7月3日(水)、10日(水)、24日(水)、31日(水) 8月7日(水)、14日(水)～16日(金)、21日(水)、28日(水) 9月4日(水)、11日(水) 10月2日(水)、9日(水)、22日(火) 11月13日(水)、27日(水) 12月4日(水)、11日(水)
臨時開市日数	4	4
臨時開市日 祝日でも需要が見込まれる開市日	4月29日(月)、5月3日(金)、8月11日(日)、12日(月)	4月29日(月)、5月3日(金)、6日(月)、8月12日(月)
年 末	条例どおり12月31日 休市	
年 始	条例どおり1月1日～4日 休市	
5 月 連 休	5月3日 臨時開市 5月4日～6日 条例どおり休市	5月3日、6日 臨時開市 5月4日、5日 条例どおり休市
8月(お盆期間)	8月11日、12日 臨時開市 8月14日～16日 臨時休市	8月12日 臨時開市 8月14日～16日 臨時休市
年間開市日数	259日 (-2)	254日 (-6)
年間休市日数	106日 (+2)	111日 (+6)

※ ( ) 内の数字は、前年(30年)との増減

## 3 東京市場、仙台市場との相違点

	青 森		東京市場		仙台市場	
	水産物部	青果部	水産物部	青果部	水産物部	青果部
年間開場日数	259日	254日	258日	254日	259日	254日
備 考	4月30日:開市 5月6日:休市 8月11日:開市				5月6日:開市 10月30日:休市	

# 平成31年青森市中央卸売市場水産物部臨時休開市日

## 水産物部

営業日数 259 日

特記事項 新天皇即位等に関連する日が祝日となった場合も休開市日は変更しない。

19 日

1 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

20 日

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

22 日

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

22 日

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

21 日

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

21 日

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

22 日

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

22 日

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

21 日

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

23 日

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

22 日

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

24 日

12 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

凡  は条例上の休市例 ( 70 日 )       は臨時休市 ( 40 日 )       は臨時開市 ( 4 日 )

# 平成31年青森市中央卸売市場青果部臨時休開市日

## 青果部

営業日数 254 日

特記事項 新天皇即位等に関連する日が祝日となった場合も休開市日は変更しない。

19 日							20 日							22 日									
1 月							2 月							3 月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
		1	2	3	4	5						1	2						1	2			
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	3	4	5	6	7	8	9			
13	14	15	●	16	17	18	19	10	11	12	●	13	14	15	16	10	11	12	●	13	14	15	16
20	21	22	●	23	24	25	26	17	18	19	●	20	21	22	23	17	18	19	●	20	21	22	23
27	28	29	●	30	31			24	25	26	●	27	28	29	30	24	25	26	●	27	28	29	30
																31							
21 日							21 日							21 日									
4 月							5 月							6 月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
	1	2	●	3	4	5	6				1	2	○	3	4							1	
7	8	9	●	10	11	12	13	5	6	7	●	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	
14	15	16	●	17	18	19	20	12	13	14	●	15	16	17	18	9	10	11	●	12	13	14	15
21	22	23	●	24	25	26	27	19	20	21	●	22	23	24	25	16	17	18	●	19	20	21	22
28	29	30						26	27	28	●	29	30	31		23	24	25	●	26	27	28	29
		○	●													30			●				
22 日							21 日							21 日									
7 月							8 月							9 月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
	1	2	●	3	4	5	6					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7		
7	8	9	●	10	11	12	13	4	5	6	7	●	8	9	10	8	9	10	●	11	12	13	14
14	15	16	●	17	18	19	20	11	12	13	●	14	15	16	17	15	16	17	●	18	19	20	21
21	22	23	●	24	25	26	27	18	19	20	○	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	
28	29	30	●	31				25	26	27	●	28	29	30	31	29	30						
			●																				
22 日							21 日							23 日									
10 月							11 月							12 月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
		1	2	3	4	5						1	2	1	2	3	4	5	6	7			
6	7	8	●	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	●	11	12	13	14	
13	14	15	●	16	17	18	19	10	11	12	●	13	14	15	16	15	16	17	●	18	19	20	21
20	21	22	●	23	24	25	26	17	18	19	●	20	21	22	23	22	23	24	●	25	26	27	28
27	28	29	●	30	31			24	25	26	●	27	28	29	30	29	30	31					
			●																				

凡  は条例上の休市 例 ( 70 日 )  
 は臨時休市 ( 45 日 )  
 は臨時開市 ( 4 日 )

# 平成31年における臨時休開市日の設定について

〔青果部・水産物部〕

全国中央卸売市場協会

平成31年における中央卸売市場の臨時休開市日の設定については、これまでの経緯や市場を取り巻く社会経済環境の変化、市場関係団体からの要請、市場の公共性や地域の実情等を考慮したうえで、以下の方針に基づいて各開設者が具体的に設定するものとする。

## 設定方針

### 1 市場の年間休業日数と臨時休業日

- (1) 臨時休場日の設定については、昨今の社会経済情勢を踏まえ、市場業者の労働環境の確保や市場取引の活性化の観点から、日曜・祝日等を含めて、最低限完全週休2日を想定した年間休業日数を確保することを目標とする。
- (2) なお、上記の年間休業日数には、8月の盆休みや年末年始の休業日も含めることを基本とするが、産地や実需者の状況、市場業者の経営環境や市場の特性を踏まえ、上記目標に上乘せして休業日数を設定することも可能とする。

### 2 臨時休業日の設定

- (1) 臨時休業日は、原則として水曜日に設定することとする。
- (2) 8月の盆休みを除き、臨時休業日の設定により週3回以上の休業日となる場合には、原則としてこれを行わない。

### 3 連休における臨時開場日の設定

二日以上連続した休業日においては、生鮮食料品等の商品特性や安定供給、産地及び市場の流通事情も考慮したうえで、必要に応じて臨時開場日を設定するものとする。

### 4 臨時休開市日の全国統一など

- (1) 臨時休開市日は、できるだけ全国的に統一して実施できるよう各都市連携し、努力する。ただし、それぞれの市場の特性や地域の実情に応じた対応も可能とする。
- (2) 青果部と水産物部を併せ持つ市場にあっては、総合市場としての機能確保と利用者の利便性の確保の観点から、できるだけ臨時休開市日を統一することが望ましいが、その市場特性や実情に応じて両部門の異なる取扱も可能とする。

### 5 臨時休業日の設定に伴う対応

臨時休業日の設定に当たっては、休場日における小売支援のための連携方法等について、市場関係者と協議・調整を行い、卸売市場の機能確保に努めるものとする。

### 6 臨時休開市日の周知徹底

決定された臨時休開市日については、市場関係者等に周知徹底を図り、万全を期するものとする。

# 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の骨子

平成30年6月  
農林水産省

## I 趣旨

卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る。

## II 法律の概要

### 1 卸売市場法の一部改正

#### (1) 目的（第1条）

この法律は、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

#### (2) 卸売市場に関する基本方針（第3条）

農林水産大臣は、次の事項を内容とする卸売市場に関する基本方針を定める。

- ① 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
- ② 卸売市場の施設に関する基本的な事項
- ③ その他卸売市場に関する重要事項

#### (3) 卸売市場の認定等

##### ① 卸売市場の認定（第4条第1項から第5項まで及び第13条第1項から第5項まで）

卸売市場であって次の要件に適合しているものは、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けて、中央卸売市場<sup>註</sup>又は地方卸売市場と称することができる。

注）中央卸売市場は、その施設の規模が一定の規模以上であること等省令で定める基準に該当する卸売市場に限る。

ア 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

イ 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

ウ 業務規程に開設者が行う次の事項が定められていること。

（ア）差別的取扱いの禁止

（イ）卸売の数量及び価格等の公表

（ウ）卸売業者、仲卸業者等の取引参加者に対する指導及び助言、報告及び検査、是正の求め等の措置

（エ）売買取引の方法及び代金決済の方法の策定及び公表

エ 業務規程に卸売業者等が行う次の事項（共通の取引ルール）が定められていること。

（ア）開設者が定めた売買取引の方法による卸売の実施

（イ）差別的取扱いの禁止

（ウ）受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）

（エ）開設者が定めた代金決済の方法による代金決済の実施並びに卸売業者の事業報告書の作成及び閲覧

（オ）売買取引の条件の公表

（カ）売買取引の結果の公表

オ その他の取引ルール（第三者販売、直荷引き、商物分離等）を定める場合には、次の要件に適合すること。

（ア）共通の取引ルールに反するものでないこと。

（イ）取引参加者の意見を聴いて定められていること。

（ウ）当該取引ルール及び当該取引ルールが定められている理由が公表されていること。

カ 開設者が取引参加者に取引ルールを遵守させるために必要な体制を有すること。

キ 生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

ク 卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合すること。

##### ② 認定卸売市場の公示（第4条第6項及び第13条第6項）

農林水産大臣及び都道府県知事は、認定した卸売市場の名称等を公示する。

- ③ 開設者に対する指導及び助言等（第9条から第12条まで及び第14条）  
農林水産大臣及び都道府県知事は、認定を受けた開設者に対し、指導及び助言、報告及び検査、措置命令又は認定の取消しを行うことができる。

(4) 支援措置（第16条）

国は、中央卸売市場の開設者であって2（2）②の食品等流通合理化計画の認定を受けたものの施設整備に対し、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

## 2 食品流通構造改善促進法の一部改正

(1) 目的（第1条）

この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もって農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(2) 食品等の流通の合理化のための措置

① 食品等の流通の合理化に関する基本方針（第4条）

農林水産大臣は、次の事項を内容とする食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。

- ア 食品等の流通の効率化に関する措置
- イ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置
- ウ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の活用に関する措置
- エ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

② 食品等流通合理化計画の認定（第5条）

食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようとする者は、食品等流通合理化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

③ 支援措置（第7条から第26条まで）

認定を受けた者に対し、次の支援措置を講ずる。

- ア 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の出資等
- イ 食品等流通合理化促進機構（現食品流通構造改善促進機構）の債務保証
- ウ 株式会社日本政策金融公庫の融資等

(3) 食品等の取引の適正化のための措置

① 農林水産大臣による取引状況等に関する調査（第27条及び第28条）

農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引状況等に関する調査を行い、当該調査の結果に基づき指導・助言等の措置を講ずる。

② 農林水産大臣による公正取引委員会への通知（第29条）

農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知する。

(4) 題名

題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

## Ⅲ 施行期日等

### 1 施行期日

(1) 卸売市場法の一部改正（附則第1条第3号）

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(2) 食品流通構造改善促進法の一部改正（附則第1条柱書）

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とする。

### 2 中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置（附則第3条第5項）

現行の中央卸売市場又は地方卸売市場による認定の申請については、卸売市場の施設に関する事項等の記載を省略することができる。

### 3 検討（附則第11条）

この法律の施行後5年を目途として、食品等の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

## 卸売市場法改正に伴う条例改正スケジュール

年 月	青森市中央卸売市場業務条例	国
平成30年 6月		改正卸売市場法 成立・公布
平成30年10月		卸売市場法改正に伴う政令・省令 制定・公布
平成30年11月	取引委員会(条例改正)	
↓	取引委員会(条例改正)	
	「改正条例案」及び「改正条例骨子案」作成	
	取引委員会(条例改正)	
	市議会定例会(改正条例可決)	
平成32年 6月	改正条例施行	改正卸売市場法施行